

旭指監第62号
令和3年5月17日

社会福祉施設等運営事業者様

旭川市長 西川 将人
(公印省略)

緊急事態宣言発出に伴う社会福祉施設等の対応について

平素は、本市福祉行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、高齢者、障がい児者の社会福祉施設やサービス事業所（以下「社会福祉施設等」という。）の事業者の皆様におかれましては、これまでも新型コロナウイルス感染症への対策に取り組みつつサービスを提供いただいていることに感謝申し上げます。

しかしながら、皆様も既に御存知のとおり、令和3年5月14日に国から緊急事態宣言が発出され、5月16日から5月31日までを期間として、北海道が実施区域とされました。中でも旭川市は「特定措置区域」とされ、より一層の強い対策が求められております。

一例を挙げれば、感染リスクが高い行動を控える、できる限り同居していない方との飲食を控えるなどの協力・要請が出されているところです。

つきましては、社会福祉施設等への新型コロナウイルス感染拡大抑止に向け、例えば「休憩場所や食事場所など、感染リスクが高いと考えられる場所の消毒の徹底」「カラオケなど感染リスクが高いと考えられるレクリエーションの期間内の自粛」などに努めていただきたく、お願い申し上げます。

なお、別紙にて国から発出されている「介護現場における感染対策の手引き」や各種マニュアルをまとめておりますので今一度御確認いただき、感染予防に留意いただきながら、引き続きサービスの提供に努めていただきますよう、よろしくお願いたします。

<添付資料>

- ・新型コロナウイルス感染症への対応について
- ・旭川市ホームページ 緊急事態宣言リンク先

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/135/136/150/d073211.html>

(担当)

旭川市福祉保険部指導監査課

電話 25-9849

旭川市保健所医務業務課

電話 25-9815